

西岡公園等維持管理業務特記仕様書

【特記事項】

西岡公園等の管理主体は、豊平区土木部維持管理課である。

通常業務の報告先、事業報告書及び四半期ごとの請求書の提出先となる。

1 西岡公園

- (1) 所在地 豊平区西岡
- (2) 面積 408,961m²
- (3) 管理区域 別図のとおり
- (4) 主な施設 芝生広場、水源池、駐車場、展望台、管理事務所
- (5) 無料施設

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
管理事務所 展示・休憩ホール クラフトコーナー ミーティングコーナー	通年	9時00分～17時 00分	閉館日：火曜日(4～11月) 火・水曜日(12～3月)
駐車場	通年	終日	冬期間は一部使用不可
芝生広場	通年	終日	
修景広場	通年	終日	
自然観察木道・園路	通年	終日	
展望台	通年	終日	
水源池	立入不可		

(6) 公園便所

設置場所	公便番号	型	多目的	冬季開放	便器数	摘要
西岡(管理事務所)	豊43	C		○	大3小3	
西岡(駐車場)	豊49	C		×	大3小3	

(7) 備品

札幌市が備え付ける備品は、別紙1の「札幌市が貸与する車両及び物品」に記載されているものとし、指定管理者に無償で貸与するものとする。

(8) その他

その他の事項については別紙3の「西岡公園管理運営にあたっての特記仕様書」によること。

2 西岡中央公園

- (1) 所在地 豊平区西岡 1 条 7 丁目
- (2) 面積 46,815 m²
- (3) 管理区域 別図のとおり
- (4) 主な施設 多目的広場、庭球場（硬式 2 面）、駐車場、パークゴルフ場
- (5) 有料施設
庭球場（硬式 2 面）
 - (ア) 利用期間 4 月 29 日～11 月 3 日
 - (イ) 休業日 なし
 - (ウ) 利用時間 4 月 29 日～ 8 月 31 日 午前 7 時～午後 7 時
9 月 1 日～ 9 月 30 日 午前 7 時～午後 6 時
10 月 1 日～11 月 3 日 午前 7 時～午後 5 時
 - (エ) 使用料 1 時間 640 円

(6) 無料施設

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
多目的広場	通年	終日(利用調整による)	
駐車場	4 月～11 月	終日	冬期間閉鎖
パークゴルフ場	5 月～8 月	午前 8 時～午後 5 時	9 ホール
	9 月～10 月	午前 8 時～午後 4 時	冬期間閉鎖

(7) 公園便所

設置場所	公便番号	型	多目的	冬季開放	便器数	摘要
西岡中央	豊 33	C		×	大 3 小 3	テニスコート
〃	豊 64	福単	○	×	大 1	テニスコート
西岡中央 (南)	豊 72	新 E		×	大 2 小 1	パークゴルフ場

(8) 運動施設予約・受付

西岡中央公園の運動施設予約・受付業務を西岡公園にて行うこと。

(9) 多目的広場・パークゴルフ場の利用調整

多目的広場・パークゴルフ場については、関連団体と協議の上、利用調整を図ること。

札幌市が貸与する車両及び物品

公園名:西岡公園

貸与物品名	規格	貸与数量	特記事項
書棚(青色)	ウチダ	1	
本棚	オカムラ	1	
ホワイトボード	コクヨ	1	
更衣ロッカー	SEKISEI	1	
会議用テーブル	コクヨ JOIFA606	3	
パネルスクリーン	コクヨ	2	
ファンヒーター	トヨトミ LC-F3200	1	
除雪機	ヤンマー YSRA1000DX	1	
ジェットヒーター	オリオン HR-35A	1	
溶接機	新ダイワ EGW141M	1	
ウッドチップパー	共立 KCM120DX	1	
薪割機	新宮商工 ウッディII	1	
ロッカー	JTX JT-L2	1	
キーボックス	JTX KS968	2	
係用事務椅子(肘付)	CG24CZ-FM36	5	
事務機係用(片袖、棚)	ウチダ5-161-270(机), 5-161-9999(棚)	2	
休憩用テーブルメロウウォルナツ	ウチダLMT-0909CN 5-144-3402	3	
傘立	テラモトA型 UB-280-236-0	1	
コートハンガー	トヨタプロダクツ CH-15F	2	
ミーティングテーブル	ジョイントテックス PJN-1890 346-277	1	
会議用イス	JTX MF-C7AHL PK	1	
サイドテーブル	日本演出 STF-35	1	
ミーティングチェア	ジョイントテックス CM350-MYブルー	6	
パンフレットスタンド	ナカキン PSL-C206	2	
絵本スタンド	TUK115705 829-414	2	
ホワイトボード	ジョイントテックス JB-R360	1	
プロジェクター台	エヌケイ UT-45	1	
ミーティングチェア	JTX FSN-7L LBR	34	
ロッカー	三連用 HJJ-09 31SS-WE	2	

維持管理基準表

「西岡公園等」

維持管理基準表

豊平区

施設名:

西岡公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
基本管理	巡視点検・市民対応	1式	359 日/年	通年	軽微施設補修含 週半日程度以上 2人
	園内植物等管理	1式	50 回/年	通年	
	来園者窓口対応	1式	676 日/年	通年	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
園内清掃	清掃 A	107,000㎡	14 回/年	4-11月	拾い集め型清掃 春1回目 清掃 秋の落葉清掃
	清掃 B	107,000㎡	1 回/年	4月	
	清掃 C	107,000㎡	2 回/年	10-11月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
芝生管理	草刈 A	1,200㎡	2 回/年	5-9月	木道沿い、刈払機、一部手刈含、片付含 スロープ部、刈払機、一部手刈含、片付含 ロータリーモア、一部手刈含、片付含
	草刈 A	326㎡	3 回/年	5-10月	
	草刈 B	32,000㎡	3 回/年	5-10月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
植栽管理	生垣刈込	11m	2 回/年	6-9月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
トイレ管理	清掃	2棟	適宜	4~3月	管理事務所のみ冬季開放
	施設点検	2棟	適宜	4~3月	
	出入り口除雪	2箇所	適宜	冬季間	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
除雪	駐車場除雪	1620㎡	9 回/年	12~3月	降雪量により適宜

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
その他	有料施設受付	1式	随時	4-11月	西岡中央公園有料施設分

年間維持管理計画表

豊平区

施設名:

西岡公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	巡視点検・市民対応	1式	359 日/年	通年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	軽微施設補修含 週半日程度以上 2人
	園内植物等管理	1式	50 回/年	通年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	来園者窓口対応	1式	676 日/年	通年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
園内清掃	清掃 A	107,000m ²	14 回/年	4-11月	■	■	■	■	■	■	■	■	■				拾い集め型清掃 春1回目 清掃 秋の落葉清掃
	清掃 B	107,000m ²	1 回/年	4月	■												
	清掃 C	107,000m ²	2 回/年	10-11月							■	■					
芝生管理	草刈 A	1,200m ²	2 回/年	5-9月			■			■							木道沿い、刈払機、一部手刈含、片付含 スロープ部、刈払機、一部手刈含、片付含 ロータリーモア、一部手刈含、片付含
	草刈 A	326m ²	3 回/年	5-10月				■		■							
	草刈 B	32,000m ²	3 回/年	5-10月				■		■							
植栽管理	生垣刈込	11m	2 回/年	6-9月			■		■								
トイレ管理	清掃	2棟	適宜	4~3月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	管理事務所のみ冬季開放
	施設点検	2棟	適宜	4~3月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	出入り口除雪	2箇所	適宜	冬季間									■	■	■	■	
除雪	駐車場除雪	1620m ²	9 回/年	12~3月									■	■	■	■	降雪量により適宜
その他	有料施設受付	1式		4-11月	■	■	■	■	■	■	■	■					

維持管理基準表

豊平区

施設名:

西岡中央公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
基本管理	定期巡視	1式	12回/年	通年	毎月

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
園内清掃	清掃 A	23,900m ²	14回/年	4-11月	拾い集め型清掃
	清掃 B	23,900m ²	1回/年	4月	春1回目 清掃
	清掃 C	23,900m ²	2回/年	10-11月	秋の落葉清掃
	トラフ清掃	380m	1回/年	4月	泥上げ等、片付含

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
芝生管理	草刈	18,300m ²	3回/年	5-10月	一部手刈含
	施肥	2,350m ²	2回/年	5-10月	

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
植栽管理	除草B	50m ²	1回/年	6-8月	花壇草取
	生垣刈込	180m	2回/年	6-9月	
	公園樹管理	1式			剪定等(年により変動)

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
サービス施設管理	水飲台修繕	1式			蛇口取替え等

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
照明灯管理	照明灯点検 照明灯修繕	10基 1式	3回/年		ランプ取替え等

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
外柵管理	外柵修繕	1式			ネットフェンス金網張替補修等

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
トイレ管理	清掃 施設点検	3棟 3棟	適宜 適宜	4～11月 4～11月	冬季閉鎖

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
冬期準備	樹木冬囲い 水飲台冬囲い	465本 1基	1回/年 1回/年	4-5月、11月 4-5月、11月	設置・撤去 設置・撤去

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	備考
その他管理	カラス巣撤去	1式			

西岡公園管理運営にあたっての特記仕様書

西岡公園は山林や水源池を有しており、良好な自然環境が保全されていることから、多様な生物の生育・生息環境となっている。このような良好かつ希少な自然環境は、後世に受け継いでいくべき大切な財産である。この自然環境を保全しながら、その自然を多くの市民の有効な利活用に供する目的で、公園管理運営を行う必要がある。

また、これまでの管理事務所の記録、市民団体の生き物調査、既存文献によって公園内で多くの動植物の生育や生息が確認されており、中でもトンボ類については道内で最も多い51種が確認されている。このことから、本公園は、自然環境に関する情報発信の場としての役割も期待されている。

したがって、公園の管理運営にあたっては、本公園の自然環境や社会的使命を十分に理解し、以下の業務を遂行すること。

1 維持管理

①危険木の管理

樹木管理については公園の自然環境と利用者の安全に配慮して行うこと。危険木の伐採については、本市と打ち合わせを行い、適切に処理を行うこと。剪定についても軽微なものを除いては、本市と打ち合わせを行い、適切に処理を行うこと。

②巡視パトロール

園内巡視は、禁止行為の指導、危険行為の防止、危険箇所の発見・危険回避のために行い、巡視に当たっては、以下の事柄に留意し行うこと。

- 禁止行為や危険行為に対する注意指導
- 自然生態系に著しく負担をかける行為に対する注意指導
- 木道への犬の連れ込みに対する注意指導
- 施設破損状況等の点検
- 倒木、腐朽木、枯損木、折れ枝等の有無及び状態
- 園内の汚損状況
- カラス・ハチの巣などの危険の有無

③施設補修

○木道修繕

木道の状況を確認し、必要に応じて応急的補修作業を実施すること。

また、応急処置が困難な場所については、危険回避のために、通行止め等の処置を行い利用者に警告するとともに、本市に直ちに報告すること。

○園路の修繕・保守

園路については、適時通行の支障となるものの除去作業を行い、利用者へ危険がおよぶ可能性がある場合は危険回避措置を講じること。また、応急処置のできないものについては、危険回避措置後直ちに本市に報告すること。

○その他の施設

その他の施設については、危険回避及び利用者の利便性の向上を図るための軽微な補修作業をおこなうこと。軽微な修繕ができない場合については、危険回避措置を講じるとともに本市へ直ちに報告すること。

また、維持管理作業全般にわたり、自然環境に留意し、その保全に十分に配慮すること。

2 生態系への配慮

①希少生物の保全

本公園は豊かな自然に囲まれており、多くの希少生物が生育・生息していることから、これらの保全や周辺環境の保全に配慮する必要がある。このため、希少生物の生育・生息状況についても着目し、園内巡視を行うこと。また、希少生物の生育・生息に何らかの影響を及ぼす要因が確認された場合には、必要に応じて本市と協議して適切な処置を行うこと。

②外来生物への対応

本公園においては、様々な外来生物の侵入が確認されていることから、外来生物の生育・生息状況についても着目し、園内巡視を行うこと。また、在来生物を駆逐する恐れがある外来生物については、必要に応じて調査を行うなど現状の把握に努め、処置が必要とされる場合には、本市と協議して処置を行うこと。

3 自然保護の啓発

①自然情報の集積

○生物目録の作成、分布状況の把握、希少生物の生育・生息状況の整理等

どのような生物が公園内に生育・生息しているか、その生物が希少なものであるかを整理し、生物の現状把握に努めること。また、現状把握された生物の資料については、今後の公園管理や保全計画等に活用できる形でデータ

を集積しておくこと。

○リアルタイムの自然情報収集

公園の自然情報の発信及び問い合わせ対応のために、公園内の植物の開花や紅葉の状況、季節に応じた動物の生息状況を把握し記録すること。

○生き物こよみの作成・展示

収集した植物の開花や紅葉の状況、季節に応じた動物の生息状況等のデータを基に、公園利用者の利便を図る目的で、生き物こよみを作成し、展示などにより公表すること。

○自然観察会等の活動状況把握

今後の本公園のあり方を検討するための資料として、利用団体の利活用状況を調査し、記録・分析し、保管すること。

○利用調査（アンケート調査）

今後の公園の自然保全計画や利活用計画に資するため、公園利用者に対し、住所、性別、年齢、利用目的等のほか、公園に対する意見要望などについて、一年を通してアンケートなどにより収集し解析すること。

②情報の発信

○実施行事関係の PR

本公園を理解してもらうことを目的として、公園での実施行事などへ人を勧誘するためにホームページの運営を行うこと。

○公園に関する窓口及び電話問い合わせ対応

本公園の魅力・どのような場所かの理解を図るために管理事務所では窓口・電話で対応を行うこと。

○自然の保全に資する啓発掲示作成展示

本公園の自然の豊かさと自然の大切さ、保全の意義を伝えて理解を得るための掲示物を作成し展示すること。

③ホームページの運営

○週間情報発信

公園ホームページ上において、リアルタイムの情報発信を行うこと。

○1 か月毎の情報

生き物こよみでまとめたものをベースに1ヶ月毎の情報をホームページに掲載すること。

○年間の情報

生き物こよみでまとめたものをベースに年間の情報をホームページに掲載すること。

○ホテルの見所等の随時の情報

ホームページ等を通してホテルの発現時期等についての情報を提供すること。

⑥西岡公園見聞録の作成・配布

公園の季節毎の自然情報のほか、公園の歴史的記事、イベントをまとめた西岡公園見聞録を月に1回程度発行し、西岡公園管理事務所で配布するとともに、ホームページに掲載すること。

⑦自然ライブラリーの作成管理

自然の希少さを公園利用者に理解してもらうために、公園内に生育・生息する生物の標本や生態等の資料を作成し展示室で閲覧できるようにすること。

調査に付随した生物の標本は整理し、当面、札幌市博物館活動センターで保管すること。

⑧自然体験プログラム

公園紹介と自然保全啓発を目的に、理解度に応じた自然体験型の各種事業を行うこと。また、参加者の興味も多様化してきていると想定されることから、対象者に応じて様々な取り組みを行い、配慮・工夫すること。

○自然観察会

自然に興味を持っている市民を対象に、本公園の自然環境とその希少性を理解してもらうために行う。最も観察に適した時期を検討し、専門家を招いて年に4回以上実施すること。

○子どものためのワークショップと公園遊び

小中学生等を対象に、生き物調査、捕獲したものの管理や処理方法などを指導し、標本・展示物を作成した場合には発表会を行うこと。また、小学生の親子を対象に、公園での遊びを提案すること。

これらの事業の実施に当たっては、事業の目的に対する効果が発揮されるように公園の自然、利用方法、事業内容を検討して実施すること。

⑨講習室機能の保全管理

講習室の利用調整は指定管理者が行うこと。講習室を行事等で使用しない日は休憩スペースとして開放すること。

講習会等の屋内行事に伴い、展示物の一時撤収が必要な場合には、展示物の撤収・再設置を行うこと。

⑩市民参加の推進と市民団体（NPO 団体）との協働

公園の魅力や自然環境の大切さを伝えるために、近隣住民や自然愛好家と協力しながら、様々な事業を推進すること。

また、本公園での活動を協議する西岡自然パネルの事務処理を執り行い、市民・専門家と札幌市豊平区土木センターとの連絡調整を執り行うこと。

また各種団体が本公園で行なう観察会、体験イベント、調査、展示会、その他のボランティア活動プログラムなど、公園の自然を活用した活動においては、用具の貸出、利用調整、展示スペースの提供などの支援を行う

こと。

⑥市民向け図書の整理・管理

講習室にある図書及び展示室の閲覧図書については、市民向け閲覧用に管理・展示し、常に利用者の閲覧が出来るように整理すること。なお、書籍については管理事務所の閲覧用であり、貸し出し等を行わないこと。

⑦報道関係の対応

報道関係への情報提供や問い合わせへの対応、報道関係者からの本公園の紹介等出演依頼への対応は積極的かつ真摯に取り組むこと。

⑧先進地の事例収集

上述の各種業務の技術向上を図るため先進地の事例収集を行い、その成果を各種業務に反映させること。

⑨専門技術者の配置

管理事務所の人員配置においては、上記業務を確実に遂行できるよう、臨時的な雇用ではない経験豊富な専門技術者を1名以上配置すること。

4 その他

①築堤の樹木管理

築堤に生えた樹木は、築堤護岸ブロックや本体に影響を及ぼすことから、必要に応じて生態系の保全にも配慮しながら間引き等をおこなうこと。

②学校法人八紘学園所有の月寒川に架かる木橋の使用について

上記木橋は、本市と八紘学園の間で使用及び維持管理についての覚書を交わしているところであるが、その使用は最低限とし、公園管理目的以外での通行は行わないこととする。指定管理者において橋を破損した場合は、指定管理者の負担とする。その他の破損については、札幌市と協議を行うものとする。

③駐車場の除雪

冬季イベントが地域のつながりや活性化に寄与すると考えられることや冬季の日常利用に際しても相応の公園利用者が想定され、利用者の利便性向上に寄与するものと思われるため、駐車場の除雪を適宜実施すること。

④西岡公園施設改修計画について

平成30年度よりみどりの推進部で進めている公園施設の改修計画に伴い、場所の提供や西岡自然パネルおよび地域住民との調整等が必要となった際には、札幌市に協力すること。また、工事に伴う管理上の対応については都度、札幌市と調整すること。

西岡公園

主な施設
芝生広場、水源池、駐車場（図中「P」）、
スキースロープ、展望台、管理事務所



西岡中央公園

主な施設
多目的広場、庭球場(硬式2面)
駐車場、パークゴルフ場



0 50m